

3 山の火山防災協議会規約一部改正の概要

平成 31 年 3 月 13 日

福島県災害対策課

1 緊急時における火山防災協議会の役割について記載追加

○ 国の火山防災対策会議の下に設置された「火山防災行政に係る検討会」による報告に基づき、緊急時における火山防災協議会の役割について規約に明記するよう内閣府から関係都道府県へ要請あり。

→ 緊急時における火山防災協議会の役割として、防災対応の検討や関係市町村への技術的助言を追記。(第 2 条第 9 号)

2 火山防災協議会等の書面開催に係る記載追加

○ 活動火山対策特別措置法第 5 条第 2 項及び第 6 条第 3 項では、県又は市町村の防災会議が地域防災計画に同法第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に掲げる事項を定めようとするときは、予め火山防災協議会の意見を聴かなければならないと定められているが、県及び市町村が地域防災計画を修正する時期は異なり、その都度会議を招集することは困難である。

→ 火山防災協議会及びコアグループ会議の書面開催を可能とする規定を追記。

(第 4 条第 6 項、第 6 条第 6 項)

3 磐梯山火山防災協議会委員の追加

○ 磐梯山火山防災協議会では、活動火山対策特別措置法第 4 条第 2 項第 3 号に基づく委員(地方整備局長)として、北陸地方整備局長が就任しているが、磐梯山で大規模な噴火災害が発生した場合には、主要な避難経路となる国道 49 号の使用や磐梯山東部における火山灰対策等に関する連絡調整が重要となることから、道路・砂防を管轄する東北地方整備局による火山防災協議会への参画を求めるもの。

→ 東北地方整備局長を磐梯山火山防災協議会の委員に追加。(別表 2)

※ 併せて、磐梯山火山防災協議会幹事に以下の 3 名を追加する。

- ① 東北地方整備局 企画部 防災対策技術分析官
- ② 東北地方整備局 河川部 広域水管理官
- ③ 東北地方整備局 郡山国道事務所 所長